

# 認知機能検査員養成講習会の開催について

岩手県公安委員会では、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項に規定されているみだしの講習会を行います。

この講習会は、認知機能検査に従事する方が受講していなければならない講習ですが、受講したことが認知機能検査を行う資格とはなりません。

認知機能検査を行うには、認知機能検査員講習の「終了証」の交付を受けた方で、認知機能検査を実施している法人の職員の方でなければ認知機能検査を行うことはできませんので、誤りのないようお願いします。

講習会を下記日程により開催いたしますので、希望される方は申込みしてください。

なお、講習終了後に岩手県公安委員会から「終了証」が交付されます。

記

## 1 開催日時

令和7年12月2日（火）（全項目受講者）9時20分受付、9時30分開始

※（一部免除者）12時50分受付、13時開始

（※）自動車安全センターが実施した研修等を終了した方

## 2 開催場所

盛岡市下田字仲平183 自動車運転免許試験場

## 3 講習参加資格

受講日において年齢が21歳以上

## 4 講習内容

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 高齢者と認知症の実態及び基礎理論（90分） | 9：30～11：00  |
| 高齢者対策の概要（60分）         | 11：00～12：00 |
| 認知機能検査の実施方法（150分）     | 13：00～15：30 |

## 5 講習手数料

1,400円（岩手県収入証紙で納入してください。）

また、講習内容の一部免除の規定に該当する方（自動車安全センターが実施した研修等を終了した方）は、1,150円となります。

## 6 申込期間

令和7年11月20日（木）から11月27日（木）までの間

## 7 その他

申込人数が多数の場合、人数調整させていただく場合がありますので御了承願います。

## 8 問い合わせ先

〒028-4134

岩手県盛岡市下田字仲平183

岩手県警察本部交通部運転免許課講習係（自動車運転免許試験場）

【電話 019-683-1251】

【FAX 019-683-3135】